公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第九十九号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五号）附則第二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項第二号中「百三十分の一」を「六十五分の一」に改め、同項第三号中「百八十分の一」を「九十分の一」に改め、同条第七項中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改め、同項第二号中「百八十分の一」を「九十分の一」に改め、同項第三号中「六十分の一」を「三十分の一」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百号

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）第二十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中二の項を三の項とし、一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一	公立の高等学校において、障害による学習上又は生活上の困難を克服するために障害に応じて行われる特別の指導であつて、当該指導が行われる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定めるところにより教育課程の一部として行う必要があると認められる生徒に対して行われるもの	法第九条の規定により算定した数に加える数

附　則

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

文部科学大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

中小企業等経営強化法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百一号

中小企業等経営強化法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第五十一条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「ための事業」の下に「（行政書士業務（行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第一条の二第一項及び第一条の三第一項に規定する業務並びに同法第十三条の六第一号に規定する総務省令で定める業務をいう。次条第二項第一号及び第十三条第一号において同じ。）に係るものを除く。）」を加え、同項第五号中「職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業」を「職業紹介事業（職業紹介（労働者供給事業及び労働者派遣事業（労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るもの」に改める。

第十二条第二項第一号中「係る事業」の下に「（行政書士業務に係るものを除く。）」を加え、同項第三号中「職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業」を「職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るもの」に改める。

第十三条第一号中「事業」の下に「（行政書士業務に係るものを除く。）」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　中小企業者等が単独で又は共同で作成した経営力向上計画であつて当該経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（職業紹介、労働者供給、労働者派遣及び社会保険労務士業務に係るものを除く。）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限　当該作成した者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。